

三田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得で特に生計が困難であると認められる要介護被保険者等が、利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）の提供する介護保険サービスを利用する場合についての必要な事項を定め、低所得利用者の負担軽減を図るとともに介護保険サービスの利用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるとおりである。

- (1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者
- (2) 市民税非課税世帯 当該年度（4月から6月においては前年度）における市民税が世帯主及びすべての世帯員について課されていないか免除されている世帯
- (3) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額
- (4) 介護福祉施設サービス 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービス
- (5) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (7) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (8) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
- (9) 認知症対応型通所介護 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (10) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (11) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所者生活介護
- (12) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (13) 複合型サービス 法第8条第22条項に規定する複合型サービス
- (14) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者
- (15) 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る10%相当の利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額

(対象者)

第3条 利用者負担の軽減の対象となる者は、市が行う介護保険の要介護被保険者等のうち、市民税非課税世帯であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者とする。

- (1) 前年の収入が単身世帯で150万円（2人以上の世帯については、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額）以下であること。
- (2) 預貯金等が単身世帯で350万円（2人以上の世帯については、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下であること
- (3) 日常生活に供する資産以外に住居や土地等活用できる資産がないこと
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (5) 介護保険料を滞納していないこと

(軽減法人等)

第4条 第1条に規定する軽減法人等は、社会福祉法人等であって利用者負担の軽減を行うことを、当該法人等が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び市長に社

会福祉法人等による利用者負担軽減申出書により申し出たものとする。

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)は、次のサービス(第2号から第8号まで及び第10号のサービスにあつては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。)とする。

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (3) 訪問介護
- (4) 夜間対応型訪問介護
- (5) 通所介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 小規模多機能型居宅介護
- (8) 短期入所生活介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 複合型サービス

2 軽減の対象とする費用及び軽減割合は、前項に掲げるサービスにつき、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

(他制度との適用関係)

第6条 介護保険制度における他制度との適用関係については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本制度の適用をまず行い、本制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うものとする。
- (2) 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本制度の適用を行うものとする。

(適用除外者等)

第7条 次の各号に定める対象者及び利用者負担額については軽減を行わないものとする。

- (1) 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。
- (2) 介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担額

(情報提供)

第8条 軽減法人等の名称及びその実施する対象サービスについては、都道府県知事から送付される資料に基づきその一覧を市に備え置くとともに、要介護被保険者等・居宅介護支援事業者等に対して適宜情報提供を行うものとする。

(申請)

第9条 利用者負担の軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象サービスの利用に先立ち、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(認定)

第10条 市長は、前条の申請を受けたときは、第3条に掲げる対象者の認否を審査し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、承認された者(以下「軽減対象者」という。)については、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(以下「確認証」という。)を交付する。

(確認証)

第11条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。

ただし、4月から6月にかかる対象サービス分の利用者負担の軽減について4月1日から6月3

0日までに申請のあったものは、当該年度の6月30日までとする。

(確認証の返還)

第12条 確認証の交付を受けた者が、当市が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合のほか、本要綱に定める要件に該当しなくなった場合には、当該確認証をすみやかに返還しなければならない。

(利用)

第13条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減法人等が管理運営する事業所（以下「軽減事業所」という。）に確認証を提示するものとする。

(利用者負担)

第14条 軽減対象者は、対象サービスを提供する軽減事業所に対し、利用者負担額から確認証に記載された軽減内容を控除した額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第15条 偽りその他不正の行為により利用者負担の軽減を受けた者は、軽減額の全部又は一部を、軽減法人等に返還しなければならない。

(軽減法人等に対する助成)

第16条 市長は、軽減法人等が本要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

(様式)

第17条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行時以降当面の間における減免対象確認申請書の申請は、第8条の規定にかかわらず、別途市が指定する日までに行うものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(税制改正に伴う特例措置)

平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間については、第3条に規定する対象者に加えて、第3条(1)から(5)の要件を全て満たす「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）付則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く）（以下「特定被保険者」という）」を軽減措置の対象者とし、特定被保険者については、第3条(1)「150万円」とあるのは、「190万円」と読み替えて行うものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年2月24日から施行する。

別表 (第5条関係)

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
介護福祉施設 サービス	①旧措置入所者(平成12年3月31日以前の入所者)で利用者負担割合が5%以下でない者 ・10%相当の利用者負担額、食費及び居住費の利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準額を上回る場合は基準費用額)	25/100
	②新規入所者(平成12年4月1日以降の入所者) ・10%相当の利用者負担額、食費及び居住費の利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準額を上回る場合は基準費用額)	
訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	・10%相当の利用者負担額	
通所介護 認知症対応型通所介護	・10%相当の利用者負担額、食費の利用者負担額	
短期入所生活介護	・10%相当の利用者負担額、食費及び滞在費の利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準額を上回る場合は基準費用額)	
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	・10%相当の利用者負担額、食費及び滞在費の利用者負担額	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・10%相当の利用者負担額、食費及び居住費の利用者負担額(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準額を上回る場合は基準費用額)	

・市民税非課税世帯に属する高齢福祉年金受給者の10%相当の利用者負担額、食費、居住費(滞在費)の利用者負担額の軽減割合は50/100とする。

・生活保護受給者の居住費(滞在費)の個室に係る利用者負担額の軽減割合は、100/100とする。